

令和元年7月1日（月）から

敷地内全面禁煙

ご協力をお願いいたします



当院ご利用の皆様へ

当院では、受動喫煙による健康被害防止のため、これまで病院屋外に喫煙所を設置し、分煙方式による建物内禁煙を実施してまいりましたが、受動喫煙対策義務を定めた改正健康増進法の成立に伴い、**令和元年7月1日（月）から** 駐車場（車中を含む）を含む **病院敷地内を全面禁煙**といたします。

ご来院、ご入院中の皆様は、禁煙（電子タバコを含む）へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、周辺道路での喫煙は周辺住民の方へのご迷惑となりますので、マナーをお守りいただきますよう併せてお願いいたします。

長崎県壱岐病院長

【参考】健康増進法第25条抜粋

（受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。